

1市の概要（平成30年12月末） 2支援状況調査（H30年度）

人口	263,573人
保護率	1.59%

新規相談受付件数人口10万人当 (件) 一月当たり	17.6
プラン作成件数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.9
就労支援対象者数人口10万人当 (件) 一月当たり	1.2
就労・増収率(%)	43.2

4事業実績（H30年度）

事業利用者数 (支援決定)	家計の改善	債務整理実施	税・料の滞納状況の改善	障害年金申請	就労支援
12件	12件	3件	11件	1件	10件

5事業実施のポイント ～緊急小口資金等との併用～

Point

社会福祉協議会と連携し、緊急小口資金等の貸付を利用する場合には、家計改善支援を併せて実施する。

- 自立相談支援の被支援者のうち、喫緊の金銭的な問題に対応しなければならぬ方に対し、緊急小口資金等の利用で対応する場合には、社会福祉協議会と連携し、家計改善支援も併用する。これにより、小口資金等の返済方法が家計再生プランに盛り込まれ、月に一度の面談を実施することにより、より確実な返済が見込まれ、併せて、今後の家計管理について支援も可能。



6取り組んで良かったこと

- 支援員が窓口と同行し、市等の担当者にきめ細かい支援状況を知ってもらうことにより、支援に対する理解も深まっている。最近では、滞納改善に関する自立相談支援窓口へのつながりも増加傾向にある。
- 家計再生プランに小口資金等の返済額も含まれるため、面談の際に返済状況を確認できる。また返済が遅延する場合においても、家計再生プランを確認しながら、直接本人から遅延理由を聞くことができる。

3実施方法について

実施方法	委託（単年契約 平成26年プロポーザル以降随意契約）
事業費	2,972千円（平成30年度）
理由（委託）	○平成26年度におけるモデル事業実施にあたっての条件付公募型プロポーザルで契約を締結しており、生活困窮者の自立の促進を効果的に図るため、当該事業の趣旨を理解し、適切な事業実施が期待できる事に加え、社会福祉協議会という福祉分野等の専門的で豊富な知識、経験及び蓄積されたノウハウ等を積極的に併用することにより、有益かつ効率的な事業実施が見込めるため。
事業概要	家計改善支援員1名 ○未納等（家賃、税金、公共料金など）の解消に向け、聞き取った相談者の状況や家計の状況、未納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。 ○多重・過重債務等により債務整理が必要な場合には、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家への相談と同行して債務整理に向けた支援を行う。